

東北公益文科大学における人を対象とする実験及び調査研究等に関する指針

令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この指針は、本学における人を直接対象とする実験及び調査研究等（以下「人を対象とする研究等」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この指針は、本学の教員及びその指導下にある学生等（以下「研究実施者」という。）が、人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集・採取する目的で行う人を対象とする研究等に適用する。

2 前項の規定は、一般職員が行う人を対象とする研究等についても適用する。

(基本原則)

第3条 人を対象とする研究等に当たっての基本原則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事前に十分な説明を行い、研究の対象となる者及びその関係者（以下「対象者等」という。）から自由意思に基づく承諾を得ること。
- (2) 対象者等の心身の健康に留意し、かつ、尊厳及び人権を尊重すること。
- (3) 対象者等のプライバシーを保護し、研究により得られたデータ等の個人情報については、適正に管理すること。

(研究実施上の手続)

第4条 研究実施者は、人を対象とする研究等のうち倫理審査が必要と見料される調査研究等を行う場合は、あらかじめ東北公益文科大学研究倫理審査規程（令和8年4月1日改正）第2条の規定に基づき、審査を受けなければならない。

(研究実施者の説明責任)

第5条 研究実施者は、調査研究等（以下「研究等」という。）の目的、意義及び方法（以下「目的等」という。）の妥当性を社会的に説明できなければならない。

- 2 研究実施者は、研究等に当たり対象者等に研究等の目的等について可能な限り事前に分かりやすく説明し、承諾を得なければならない。
- 3 研究等の性格上、研究等の目的等を事前に説明できない場合は、事後に対象者等の承諾が得られる形で研究等の計画を立案し、実際に事後説明を行って承諾を得なければならない。
- 4 対象者に説明を理解する能力がない場合には、保護者、後見人等の社会的に対象者の代理人として認められる人物（以下「保護者等」という。）の承諾を得なければならない。
- 5 研究実施者は、安全管理等に特に注意を要する研究等においては、あらかじめ対象者等に研究等の目的等について説明し、書面による承諾を得た上で研究等を行わなければならない。

(苦痛を与えうる研究等)

第6条 研究実施者は、対象者等に何らかの身体的・精神的苦痛を与えうる研究等においては、苦痛を最小限とするように配慮するとともに、苦痛の可能性についてあらかじめ対象者等に説明し、書面による承諾を得なければならない。

- 2 対象者等が未成年者の場合は、本人及び保護者等の書面による承諾を得なければならない。
- 3 対象者等が障害者、乳幼児等で、本人の承諾を確認することが困難な場合にあっては、保護者等から書面による承諾を得るものとする。
- 4 対象者等に何らかの身体的・精神的苦痛が伴った場合は、適当な処置（事後のカウンセリング等を含む。）により、それを除去しなければならない。
- 5 研究実施者は、必要に応じて、医師、臨床心理士等の専門家の助言のもとに研究等を行うよう努めなければならない。

（個人情報・データの保護）

第7条 研究実施者は、個人情報及びデータ（以下「個人情報等」という）を収集する場合は、当該個人情報等の取扱い及び発表方法について、あらかじめ対象者等の承諾を得なければならない。

- 2 研究実施者は、対象者等から当該個人情報等の開示を求められた場合には、研究に支障がない限りにおいてこれを開示しなければならない。
- 3 対象者等が個人情報等の保管に関する承諾を撤回した場合には、当該個人情報等を廃棄しなければならない。
- 4 個人情報等の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び公立大学法人東北公益文科大学個人情報保護規程（令和8年規程第■号）を遵守しなければならない。

（授業等における収集・採取）

第8条 研究実施者は、学生の授業を受ける権利を尊重し、原則として、授業において研究のためのアンケート調査等を実施しないものとする。

- 2 教員が、授業において研究のために受講生から個人情報等の提供を求めるときは、予め受講生の同意を得ることを原則とする。
- 3 教員は、個人情報等の提供の有無により、受講生に成績評価において不利益を与えてはならない。

（第三者を介しての情報収集）

第9条 研究実施者が第三者に委託して個人情報等を収集する場合は、この指針の趣旨に沿って文書にて契約を交わさなければならない。

（研究実施者名の明示）

第10条 研究実施者は、研究等を行うに際しては、研究実施者名を明示し、責任の所在を明らかにしなければならない。

（遵守法令）

第11条 研究実施者は、研究等に当たっては、この指針に定めるもののほか、関連する法令等を遵守しなければならない。

（委任）

第12条 この指針に定めるもののほか、この指針の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、令和8年4月1日より施行する。